

広島県附属機関設置条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県条例第三号

#### 広島県附属機関設置条例

##### (趣旨)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百三十八条の四第三項の規定による附属機関の設置に関しては、他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

##### (設置)

第二条 附属機関として、別表に掲げる機関を置き、その担任する事務、委員の定数、委員の構成及び委員の任期は、同表に定めるとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）は、その規則で定めるところにより、その諮問に応じて公募型プロポーザル方式（契約の内容が専門的な知識又は技術が要求されるものについて、提案の内容に基づき公募により地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の二第一項第二号の規定による随意契約の相手方を選定する方式をいう。）による契約の相手方の選定に関する事項について調査審議する附属機関を置くことができる。

##### (委員)

第三条 委員は、知事等（別表第二号の表に掲げる附属機関にあつては、教育委員会の意見を聴いて知事）が任命する。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

##### (専門委員等)

第四条 知事等は、附属機関に、専門委員又は臨時委員を置くことができる。

##### (部会等)

第五条 知事等は、附属機関に、部会その他の合議制の機関を置くことができる。

##### (委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、附属機関が属する執行機関が別に定める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

別表（第二条関係）

1 知事の附属機関

名称	担任する事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期
広島県環境 県民局補助 金等審査会	知事の諮問に応じ、環境 県民局における補助金等 の交付の申請の内容につ いて審査すること。	三〇人以内	先進技術、専 門技術その他 の補助金等の 交付の申請の 内容の審査に 必要な識見を 有する者	当該諮問に 係る審査が 終了するま での期間
広島県児童 死亡事案検 証委員会	知事の諮問に応じ、虐待 による児童の死亡事案を 検証するために必要な事 項について調査審議する こと。	九人以内	児童死亡事案 の検証に必要 な識見を有す る者	当該諮問に 係る調査審 議が終了す るまでの期 間
広島県原子 爆弾被爆者 健康管理手 当等合同審 査会	原子爆弾被爆者に対する 援護に関する法律（平成 六年法律第百十七号）に 基づく医療特別手当及び 健康管理手当の支給の認 定について審査すること。	一〇人以内	一 医師 二 学識経験 を有する者	二年
広島県歯科 技工士国家 試験委員会	歯科技工法の一部を改正 する法律（昭和五十七年 法律第一号）附則第二条 第一項の規定による歯科 技工士国家試験について 調査審議すること。	八人以内	一 関係行政 機関の職員 二 歯科医師 三 歯科技工 に関する識見 を有する者	任命の日か ら当該年度 の末日まで
広島県衛生 検査所精度 管理専門委 員会	臨床検査技師等に関する 法律（昭和三十三年法律 第七十六号）第二十条の 三第一項の登録を受けた 衛生検査所における検査 の業務の管理及び精度の 確保に関する事項につい て調査審議すること。	五人以内	衛生検査所の 精度管理に関 し識見を有す る者	二年
広島県難病 認定審査会	原因不明で、治療方法が 確立していない難病に関 し、医療費助成の対象患 者となるかどうかについ て審査すること。	一〇人以内	一 医師 二 難病医療 に関する識見 を有する者	二年
広島県小児	小児慢性疾患のうち、原	四人以内	一 医師	二年

## 知事及び教育委員会の附属機関

慢性特定疾患認定審査会	因不明で、治療方法が確立していない難病に関し、医療費助成の対象患者となるかどうかについて審査すること。		二 小児難病医療に関する識見を有する者	
広島県献血推進審議会	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第六十号）第十条第四項の規定による広島県献血推進計画の策定及び献血推進に関する重要事項について調査審議すること。	三〇人以内	一 関係団体の職員 二 関係行政機関の職員 三 献血推進に関し識見を有する者	二年
広島県商工労働局補助金等審査会	知事の諮問に応じ、商工労働局における補助金等の交付の申請の内容及びいて審査すること。	三〇人以内	先進技術、専門技術その他の補助金等の交付の申請の内容及び審査に必要な識見を有する者	当該諮問に係る審査が終了するまでの期間
広島県公共事業評価監視委員会	知事の諮問に応じ、公共事業の事業評価について調査審議すること。	六人以内	公共事業の事業評価に関する識見を有する者	四年
広島県建築設計者選定委員会	知事の諮問に応じ、県の発注する建築設計業務において、技術提案又は設計提案の内容及び契約の相手方を選定するための審査を行うこと。	三〇人以内	一 広島県職員 二 関係行政機関の職員 三 学識経験を有する者	当該諮問に係る審査が終了するまでの期間
広島県いじめ問題調査委員会	いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）第二十八条第一項に規定する重大事態のうち、調査が必要と知事又は教育委員会が判断したもののについて調査すること。	一五人以内	いじめの問題の調査に必要な識見を有する者	二年